

## 公民共創にあたって求める要件

基本的に、ご提案いただいた民間事業者様等と対話を進めることとなりますが、実施にあたり次の項目に該当する場合は対話を進めることができない場合があります。ご提案いただく場合は、下記要件をご確認いただいた上でご提案ください。

### 【民間事業者等の要件】※次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係をもちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。）であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中であること。
- ③ 国税及び地方税を滞納していること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められること。
- ⑤ 和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていること。
- ⑥ その他提案者が不適切な団体と認められること。

### 【提案内容の要件】※次のいずれにも該当しないこと。

- ① 市の費用負担を前提としているもの
- ② 民間事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- ③ 法律・法令等に違反している、又は違反するおそれのあるもの
- ④ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ⑤ 政治や選挙、宗教活動又はこれらに類似するもの
- ⑥ 人権を侵害するおそれのあるもの
- ⑦ わいせつな内容を含む不適切なもの
- ⑧ 第三者を誹謗・中傷し、名誉や信用を傷つけるおそれのあるもの
- ⑨ 第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害するおそれのあるもの
- ⑩ その他提案が不適切であると認められるもの